

2014年5月20日

各位

一般社団法人日本ロボット工業会

**生産性向上設備投資促進税制における「最新モデル要件の該当期間」の  
訂正について**

生産性向上設備投資促進税制における最新モデル要件の該当期間について「当該設備は、**取得等をする年度から起算して、10年以内に販売が開始されたもの**であり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。」と記されています。

JARA 様式 2-1 にこの部分の記載項目があります。

この度、その該当判断において解釈の誤りがありました。具体的には、取得年度が2014年度（平成26年度）の場合、10年以内を2005年度（平成17年度）以降としておりましたが、**2004年度（平成16年度）以降（機械及び装置の場合）が該当**しますので、ここに訂正しお詫び致します。

取得等をする年度と該当販売開始年度の関係は以下の表の通りとなります。

**機械及び装置における取得等をする年度と販売開始年度の関係**

年度	取得等をする年度	要件に該当する最古の販売開始年度
第1年度	2014年度（平成26年度） <u>1月20日</u> ～12月31日	2004年度（平成16年度） 1月1日～12月31日
第2年度	2015年度（平成27年度） 1月1日～12月31日	2005年度（平成17年度） 1月1日～12月31日
第3年度	2016年度（平成28年度） 1月1日～12月31日	2006年度（平成18年度） 1月1日～12月31日
第4年度	2017年度（平成29年度） 1月1日～ <u>3月31日</u>	2007年度（平成19年度） 1月1日～12月31日

(注1)本制度における年度は、1月1日～12月31日までの期間をいう。但し、取得等をする年度について、2014年度（平成26年度）は、産業競争力強化法施行日である2014年（平成26年）1月20日以降、2017年度（平成29年度）は、本制度の期限である3月31日までとなる。

(注2)具体例として、第1年度である2014年度（平成26年度）に機械及び装置を取得した場合は、最新モデルの販売開始年度が、2004年度（平成16年度）～2014年度（平成26年度）迄該当することになる。

以上